

平成 30 年 11 月 吉日

会員各位

荒井商事株式会社  
アライオートオークション仙台(株)  
アライオートオークショングループ

重 要

## アライ建機オークション規約 改定のご案内

拝啓 秋冷の候、貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素はアライオートオークショングループに格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、アライオートオークショングループでは、平成 30 年 12 月 1 日より下記の通り弊社建機オークション規約につきまして改定をさせていただきます。

今後とも、オークションがよりスムーズに開催できますよう、当社と致しましても精一杯努力して参りますので、ご利用会員の皆様方におきましても、何卒ご協力の程、宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

導 入 日

平成 30 年 12 月 1 日

内 容

【規約改定】

アライ建機オークション規約 別紙 書類細目 6.継続検査用納税証明

### 3. アライ建機オークション規約 別紙 書類細目 6.継続検査用納税証明書

#### 《現在の規約》

6. 継続検査用納税証明書	○車検満了日が開催日の翌月末以内で納税証明書の添付が無い場合は、書類不備の扱いとします。 ○車検満了日が同年度内(翌年4月・5月までの場合を含む)であるときは当社が別に定めない限り成約車両の納税証明書を譲渡書類に添付して提出しなければなりません。 ○落札者は車検満了日の1ヶ月前より出品者に請求できるものとします。 ○出品者は落札者の請求日より8日以内に提出し、9日以降5,000円、それ以降7日遅延するごとに5,000円の違約金とします。(上限30,000円まで) ○自動車税未納が発覚した場合は、出品者に違約金を科すものとします。(違約金の金額は10,000円とし自動車税を立て替えた場合は自動車税相当額及び実費を出品者に請求するものとします。)
---------------	---

↓

1

《改定後の規約》

6. 継続検査用納税証明書	<ul style="list-style-type: none"><li>○車両にナンバーが付いているもの(査定票に抹消出品等の記載があるものは除く)は、移転登録(継続)扱い。この場合、自動車税は完納されているものとしします。</li><li>○車検満了日が、同年度内(翌年4月・5月を含む)で、譲渡書類に継続検査用納税証明書が添付されていない場合、落札者は、車両の車検満了日1ヶ月前より請求できるものとしします(電子確認できる場合は除く)。</li><li>○出品者は、オークション開催事務局の請求日より8日以内に提出し、9日以降5,000円、それ以降7日遅延するごとに5,000円の違約金としします。(上限30,000円まで)</li><li>○自動車税未納が発覚した場合は、出品者に違約金を科すものとしします。(違約金の金額は、30,000円としします。また、自動車税を立て替えた場合は、自動車税相当額を出品者に請求するものとしします)。</li></ul>
---------------	---

以上

